

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則（規則第39号）
 - 1 請負代金内訳書に、従来の法定福利費に加え、材料費、労務費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を明記することとした。
 - 2 適正な賃金等を技能者等に支払わなければならないこととし、発注者が必要に応じその支払状況を確認できることとした。
 - 3 受注者の施工する工事が他の機関の発注する他の工事と施工上密接に関連する場合、発注者が当該他の機関と調整を行うものとする事とした。
 - 4 請負代金額の変更等の協議に当たっては、当該協議が整わなかったこと等を理由として、発注者が受注者に対して不利益な取扱いをしてはならないこととした。
 - 5 前払金の使用等について、所要の改正を行うこととした。
 - 6 その他所要の改正を行うこととした。
 - 7 この規則は、令和8年5月1日から施行することとした。
 - 8 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（同日前に入札の公告等を行ったもの及び変更契約を除く。）について適用することとした。